

令和2年3月31日

「特別支援学校（主に高等部）における消費者教育の在り方に関する意見交換会」の取りまとめについて

消費者行政新未来創造オフィスでは、特別支援学校において実践的な消費者教育ができるよう、障がい種別の特性を把握するとともに、教育上の配慮すべき点を整理し、特別支援学校における消費者教育の在り方や具体的な支援策につなげるため、「特別支援学校（主に高等部）における消費者教育の在り方に関する意見交換会」（以下「意見交換会」という。）を8回にわたり開催しました。

この度、その内容について、取りまとめましたので公表します。

1. 取りまとめのポイント

意見交換会では、視覚障がい、聴覚障がい、発達障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・虚弱の6種別について、教育上の配慮すべき点や課題について意見交換を行い、観点別に「論点整理表」で整理を行ったところ、各障がいにおいて特有の配慮や課題のほかに、共通する配慮や課題も多いことが分かりました。

意見として挙げられた内容を観点別にまとめたものが「論点整理表」です。その一部をご紹介しますと、障がいの種別にかかわらず、人によって障がいの症状・程度は様々であるため、生徒の症状や理解度に応じた内容を、計画を立てて積み上げていく必要があることや、生活経験の少なさにより、物事の課題が分かっていない、つかめていない状況でも分かっていると言ってしまう場合があるため、なぜその事柄について学習が必要なのかを具体的に事例を通して理解させることが必要であることが挙げられました。

また、例えば、視覚障がいの場合は、触ることや音声で情報を得ていることから、視覚的なイメージの共有のためにことばを選んで伝える必要があります。知的・発達障がいの場合は、自分のルーティンが崩れると不安定になりやすかったり、2つ以上のことを同時に行うのが苦手な生徒が多いため、メモやスケジュールを活用し順番を示し、2つ以上のことを同時に行わない環境を作り、見通しが持てるように説明する必要があります。

さらに、障がいの種類ごとに挙げられた、消費者教育の在り方に関する意見・要望として、視覚障がいの生徒には ICT 機器の音声読み上げ機能に対応可能なテキストの構成（読み方、順序の整備等）になっている必要があることや、肢体不自由・病弱・虚弱な生徒には、訪問による授業を行うことから、特に生徒の症状に応じて加工可能な電子教材が望ましいといった意見がありました。

意見交換会では、生徒本人に対する教育に加えて、日々の生活を見守り、本人の消費行動を手助けする支援者に対する働きかけについても多くの意見があり、支援者や家庭と連携して、一人一人の状況に応じた消費者教育を進めることの重要性も改めて確認されました。

2. 取りまとめを踏まえて

意見交換の中では、一人一人の生徒に実践的な能力が身に付くための教材や指導方法に関する意見や要望も多数述べられました。

例えば、金銭管理の方法や、商品・サービスの選択、購入といった基本的な技能が身に付くための教材等と、生活経験の不足を補う学習の機会の提供、また、それらの教材等が個々の生徒の状況に応じて指導者が加工可能となっていること、さらには基礎編と応用編などに使い分けができるように提供されていることが期待されています。

今後とも、消費者庁では、意見交換会での意見を踏まえて、障がいの種類や程度に応じた消費者教育を推進するための検討をしてまいります。その第一弾として、消費者庁で作成した高校生向け教材「社会への扉」に関して別添のとおり音声読み上げ版を作成し、公表したところです。

<参考>

消費者庁のウェブサイトには、Uni-Voice形式の音声コードが入ったテキストを掲載していますので、視覚障がいの方を始め、ページをめくる、文字を読むのが難しい方にもご活用いただけます。

音声コード等の利用の仕方については、利用に当たっての注意事項をご確認ください。

URL

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/special_school.html

【問合せ先】

消費者行政新未来創造オフィス

山下、酒嶋、中澤

TEL: 088-600-(0031、0015、0014)

FAX: 088-622-6171

音声コード Uni-Voice がページ右下に配置されています。

社会への扉 音声読み上げ用テキスト

本書では、自分の名前で契約できる、消費生活センターを活用できる、消費者の行動が社会を変えることに気付く、について12のクイズを通じて学びます。

目次

- 1 ページから2 ページまで 消費者が主役の社会へ
- 3 ページから6 ページまで 契約について理解しよう
- 7 ページから8 ページまで お金について理解しよう
- 9 ページ 暮らしの安全について理解しよう
- 10 ページ 消費生活センターについて知ろう
- 11 ページ あなたの行動が社会を変える

本文1 ページから2 ページまで
消費者が主役の社会へ

あなたも私も、みんな消費者です。一人ひとりの消費者の行動は、社会や経済などに大きな影響を与えます。消費者が生き生きと暮らし、消費者が主役の社会である消費者市民社会を実現していくために、消費者としての権利と責任の自覚が求められています。

消費者基本法では、消費者の権利が6つ定められています。消費生活における基本的な需要が満たされ、健全な生活環境が確保される中で、

1. 安全が確保されること
2. 選択の機会が確保されること
3. 必要な情報が提供されること
4. 消費者教育の機会が確保されること
5. 意見が政策に反映されること
6. 被害の救済がなされること です。

このあと、消費生活に関するクイズが出されます。

クイズ問題を聞き、3つの選択肢から正しいと思うものを1つ選び、答えと解説を確認しましょう。

